

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道深川市立音江小学校 令和4年（2022年）年 4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策委員会で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策委員会により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

深川市立音江小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- ・「いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組む。
- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるという認識に立つ。
- ・日常のささいなトラブル等が「いじめ」へと変わることには注意する。
- ・児童及び教職員が信頼関係の中で児童一人一人が大切にされているという実感を持たせ、集団全体の自覚や意識を持たせる取組を進める。

深川市立音江小学校
いじめ対策委員会
の役割や活動

- 構成員
校長、教頭、生活係、担任、養護教諭、(スクールカウンセラー)
- 役割
・未然防止(いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり)
・早期発見及び事案対処(相談、通報の窓口、いじめ防止基本方針の点検及び見直し、いじめの疑いや問題行動に係る情報の収集及び共有、いじめの防止に係る校内研修、保護者との連携)

本校のいじめ防止
年間の取組内容

- いじめ対策委員会等…「学校いじめ防止基本方針」内容の確認、見直し、いじめアンケートの検証
- 未然防止の取組…児童会活動(縦割り班清掃、児童会集会活動)、情報モラル指導
- 早期発見の取組…ネットパトロール、いじめアンケート、hyper-QU、教育相談週間
- 保護者及び地域との連携
…「音江小学校いじめ防止基本方針」の説明、個別懇談会、学級懇談会、学校評価

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の深川市立音江小学校のいじめ対策委員会担当は、教頭(穂山)です。

連絡先 0164-25-1421 (学校代表電話)

北海道教育委員会・深川市教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間
北海道立特別支援教育センター(電話) (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
空知教育局教育相談電話	(電話) 0126-22-3912	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
深川市子どもと親の相談室	(電話) 23-5570	祝日・年末年始を除く平日 8:45~15:30
心の窓少年相談室	(電話) 090-1642-1859	火~金曜日(祝祭日除く) 13~17時
深川市教育委員会	(電話) 26-2332	祝日・年末年始を除く平日 8:45~17:15



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

